

**(問6)「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は何がどう違いますか。
また、作成するに当たってどのようなことに気を付けるとよいのですか。**

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画です。

一方、「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため教育課程を具体化したものであり、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。

「個別の教育支援計画」が乳幼児期から学校卒業後までを通じた長期的な計画であるのに対して、「個別の指導計画」は、目標を学期や学年ごとに設定するなど短期的な計画であるとも言えます。また、「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成・充実するという関係になります。

留意事項 個人情報の取扱い

個別の教育支援計画及び個別の指導計画に記載の事項のうち、個人情報に該当するものを当該学校の教職員以外の者に提供するなどのことは、当該学校の設置者が定める個人情報の保護に関する条例（広島県では「広島県個人情報保護条例」を制定しています。）の規制を受けることとなります。あらかじめこの点についての手続きを整理しておく必要があります。

なお、いずれの計画においても、保護者の参画による作成と実態把握（A：Assessment）・計画（P：Plan）・実施（D：Do）・評価（C：Check）・改善（A：Action）のAPDCAサイクルの充実が重要です。

留意事項 保護者との連携

気になる行動を保護者に伝えても、保護者の理解が得られない場合があります。

その理由としては、気になる行動自体に気付かない場合や気付いていても「性格の問題」「周囲の子どものせい」と別の要因と考える場合、また、障害を認めたくない場合等が考えられます。

このような場合、保護者の気持ちや置かれている状況と一緒に考えて考え、保護者に寄り添って話をよく聞き、その話を受け止め、「一緒に考えましょう」と共感的態度で接することが大切です。

そして、信頼関係を築きながら、児童生徒等の気になる行動について問題のみを伝えるのではなく、行動が起こった場面や行動の様子・頻度、それに対して行った支援、今後の対応方針等を丁寧に伝えるとともに、家庭でしてほしいこと、してほしくないことも伝えるなど共通認識に立った支援を図ることが大切です。

なお、保護者が気になる行動を認めない状態であっても、学校全体で共通認識に立ち、個別の指導計画の作成等の適切な支援を行っていくことが必要です。

実践紹介：保護者の参画による作成

広島北特別支援学校（特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

「保護者の願い及び生活実態に関するアンケート」や外部指導者を招聘したアセスメント会議等の実施により個別の教育支援計画等の充実を図っています。

在籍児童生徒の保護者は、2月に「保護者の願い及び生活実態に関するアンケート」を記入するとともに、「個別の教育支援計画」の評価について、4月に「個別の教育支援計画」に基づいて作成された「個別の指導計画」について担任と協議します。そして、前期末及び後期末に「個別の指導計画」の評価について担任から説明を受け協議するなど、保護者が積極的に参画するシステムを構築し、個別の指導計画の充実を図るとともに、障害の特性に応じた指導に成果を上げています。

引用・参考文献

全国特殊学校長会編「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』」ジアース教育新社、平成17年
広島県立広島北養護学校「平成17年度研究紀要第6号」平成18年